

民生福祉常任委員会記録

令和6年12月3日

【開催日】 令和6年12月3日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時10分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	梅田智幸	市民部次長兼環境課長	山本満康
環境調査センター所長	辻永民憲	環境課主査兼環境保全係長	河村倫裕
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	石田恵子		
保険年金課長	西崎大	保険年金課主幹	伊藤佳和子
保険年金課国保係長	村田直美	保険年金課国保係主任	荒井理世子
保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘	保険年金課保健事業係長	林美由紀
保険年金課収納係長	川村和寛	保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課課長補佐	竹内広明
高齢福祉課高齢福祉係長	藤永一徳	高齢福祉課介護保険係長	見田健治
高齢福祉課介護保険係主任	木口屋裕樹		

【事務局出席者】

事務局長	石田隆	庶務調査係長	山田寿実子
------	-----	--------	-------

【審査内容】

- 1 議案第73号 山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制定について

- 2 議案第68号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 3 議案第70号 令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 4 議案第69号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第

午前9時 開会

奥良秀委員長 皆さんおはようございます。民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査内容はお手元にあるとおりに進めてまいりますので御協力のほどよろしくお願いたします。1番、議案第73号山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制定について、執行部より説明を求めたいと思います。

山本市民部次長兼環境課長 議案第73号山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制定について説明します。お配りしております、資料「山陽小野田市環境調査センター条例の廃止について」を御覧ください。1、環境調査センターの概要について、設置目的は、市民の健康の保護と生活環境の保全に資するため、工場排水による水質汚濁の調査や油汚染の監視等、公共用水域の水質保全対策の推進を目的に、環境に関する調査、研究業務を行う機関として、昭和45年に「小野田市水圏公害研究所」の名称で設置し、合併後に「山陽小野田市環境調査センター」に名称変更しました。設置当初は、公共用水域の水質調査や工場排水調査を中心とした業務が主体でしたが、現在では降下ばいじん等の大気調査、行政需要に対応した水質調査を行っています。施設の開設は昭和45年12月、建物はコンクリートブロック造平屋建466平方メートル、敷地面積は2,849.03平方メートルで、位置図のとおり高泊地域交流センターの隣にあります。2、廃止と判断する要因ですが、四つの項目に分けて説明いたします。まず、(1)公害対策から環境保全へとして、

環境調査センター設置当時は、全国的にも公害対策が喫緊の課題となっていました。近年は、市民を取り巻く環境は大きく改善されており、大気や水質の調査結果は、良好な状態で推移しています。次に、(2) 建物の老朽化について、建物は築50年を経過し、既にコンクリートブロック造の建物の耐用年数(約40年)を超え、施設の老朽化が進んでおり、安全性の確保が困難であることや建て替えに多額の費用を要することが懸念されます。続いて、(3) 公共施設総合管理計画の方向性として、平成29年策定の山陽小野田市公共施設等総合管理計画に基づく山陽小野田市公共施設個別施設計画において、環境調査センターについては「廃止に向けて検討(現在の業務を精査し、アウトソーシング等により業務縮小を検討)」と方向性を定めています。そして、(4) 業務委託による調査の継続ですが、環境調査業務については、他市の多くは民間事業者への業務委託で対応しており、本市においても現在行っている環境調査内容を精査した上で民間事業者への業務委託により対応可能です。本議案については、以上の四つの要因により、今年度末をもって環境調査センターを廃止とするものです。最後に、環境調査センターで実施している業務ですが、3、環境調査センターの主な業務に示しているとおりです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 コンクリートブロック造の建物の耐用年数が、先ほどの説明では約40年となっておりました。コンクリートブロックの厚さによって耐用年数が変わってきていると思うんですが、正確には市では何年と見ているのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 建築住宅課に詳しいことは確認していませんけど、一般的には、事務所・事業所等であれば41年、工場倉庫であれば38年という年数がコンクリートブロック造の耐用年数となっております。

以上です。

山田伸幸委員 建て方にもよるんですけど、12センチメートル、15センチメートルで、耐用年数が変わって、耐用年数がもう年数そのものも過ぎてきているのは承知をしているんですけど、その辺のところは、要するに詳しくは、検討していなかったということによろしいのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 実際に市民がふだんから利用する施設ではないこと、それから平屋建てであることから、耐震診断は実施しておりません。とは言うものの、海岸に近いこともありますので、コンクリートに雨水などが浸水して中の鉄筋がさびているおそれがあります。現に、ひさし等にコンクリートクラックが数か所見受けられますので、このまま何の補強や改修もせずに行くと、中にある職員の上にコンクリート等が落ちてくるおそれ等も懸念されます。安全性の確保が困難と判断しているところです。以上です。

古豊和恵委員 こちらは市の環境行政における技術部門の中核機関としてまず設置されたと思うんです。今回廃止するというはその設置目標をもう達成したとお考えでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 廃止の要因を四つ挙げているとおり、設置当時は、全国的にも公害対策というのは喫緊の課題であったんですけども、それから54年たち、環境は大きく変わっております。これまで環境保全、環境対策に対して一定の役割を果たしてきたと考えております。

古豊和恵委員 一定の役割を果たしたということは、まだ目標達成はしていないとお考えでしょうか。

古川副市長 環境調査センターは水圏公害研究所という名前で昭和45年に設

置されております。課長も申しましたように、当時全国各地で水銀汚染とか環境問題とかが高度成長の中で取り沙汰されておりました、国のほうも、環境庁をその時期に設置して、今は環境省になっていますけど、そういうような時代でございました。また、本市におきましても、西部石油等々、いろんな企業が誘致される中で、やはり海の環境の関係ということで、この水圏公害研究所を設置いたしまして、独自で船を持っておりまして、海水を取って分析するような仕事もしておりました。水圏公害研究所というような施設は、地方公共団体で持っているのは県内でも、この市の規模では山陽小野田市、旧小野田市だけでございまして、当時からずっと環境問題を中心にやってきておりました。そうした中で、市の関係のいろんな調査、また、他市からの要望に応じて委託もしておりましたが、近年、その需要も、ある程度終わってきて、海も環境整備されたということ、それと同時に、先ほど課長申しましたように、この建物自体も、老朽化しておりました、基本的にここでの調査研究の使命は終わったと。市でいろんな公害関係の調査もしておりましたが、それにつきましても、法律に求められておる必要なものについては、委託等々に出して、当然、環境整備には努めてまいります。もう使命は終わったということで、このたび廃止の条例を上程させていただいておることとでございます。

古豊和恵委員 それでは、この4番に書いてあります民間への業務委託はもうある程度めどがついているか、どこにということには分かっているんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 来年度予算に反映できるよう、現在精査中でございます。

古豊和恵委員 それでは、もし民間委託が決まりましたら、現在いらっしゃる職員の扱いというのはどうなるんでしょうか。

古川副市長 当時から化学職という形で雇っている職員もおりますし、一般の職員で異動しておる職員もおります。当然、そこで働いておる職員につきましては、本庁で従事できる職務への配置ということになろうかと思えます。

古豊和恵委員 それでは、もう一つ別の方向から。廃止という方向になったその後の施設、建物とか土地とかいうのはどういうふうを考えてらっしゃるのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 今年度末、3月31日までは続けますので、廃止後に、市有財産活用検討委員会に諮って検討することとなります。以上です。

山田伸幸委員 最近やっているかどうかを知らないんですけど、一時期、10年ぐらい前ですか、アサリの養殖と放流ということも請け負ってやっていたと思います。あれは、いつぐらいからやめられたんですかね。

辻永環境調査センター所長 アサリに関してはいつの時期にやめたかというのは把握しておりませんが、10年以上前にはやめたというふうには確認をしております。以上です。

山田伸幸委員 では、今そのような業務というのは、どこかに回して、水質、降下ばいじん等の調査のみに特化していたということによろしいのでしょうか。

辻永環境調査センター所長 はい、そのとおりでございます。

中岡英二委員 (1)の中で大気や水質の調査結果は良好な状態で推移しているとありますが、今、飲料水で有機フッ素化合物ですか、PFASの調査等はここでやられた結果ですか。

辻永環境調査センター所長 P F A S に特化した調査はやっておりません。

中岡英二委員 山陽小野田市では、すごく値も低いということなんですが、そういう調査は水道局独自でやられたということですか。

辻永環境調査センター所長 水道局に関する調査については、こちらとしては情報を把握しておりません。

中岡英二委員 4 番目です、本市においても現在行っている環境調査内容を精査した上で、民間への委託と考えていますが、環境調査内容をどのように精査されるのかお聞きします。

山本市民部次長兼環境課長 現在、環境調査で様々な業務を行っておるんですけれども、例えば、下水道の排水であるとか、最終処分場の排水であるとか、し尿処理施設の排水であるとか、法定で調査しなければならない業務については当然全て、民間へ委託して実施いたします。そのほか、海水の調査であるとか、農業用水、漁業関係、農業関係などの調査については、地元の要望等も踏まえて継続して実施することを予定しております。以上です。

前田浩司委員 いま一度確認ですけれども、現行、やはり民間委託されている事業、検査っていうのはあるってことですよね——何ていうか現行ある組織の中で、例えばその組織の中で対応が取れないものについては、民間で対応を取っていることが現状はありますということでしょうか。

河村環境課主査兼環境保全係長 先ほどの P F A S でもありましたけど、環境調査センターで調査できないものについては、当然できるところに出すということになっております。

前田浩司委員 P F A S 以外で、これから先というか、今、アウトソーシングで対応を取られるという方向付けが示されております。だから現時点、そういったアウトソーシングで P F A S 以外で検査をしていることは何かあるんですかという質問です。

河村環境課主査兼環境保全係長 そこは各課によって違うとは思いますが。他の課の把握はしていないんですけど、環境課のほうでも、環境調査センターでできないものについて別の調査会社に委託しているというものはあります。

前田浩司委員 今回こういった条例の廃止というか、これから先、市民の安心安全のことを考えていくと、やっぱりそういった専門の機関にお願いするほうがベストだろうということで、今回の条例が出ているという認識でよろしいでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 職員のことなんですけど、化学職というふうに先ほど説明がりましたが、そういった方が何名おられるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 所長が申しましたのは、環境調査センターの職員で、環境課に化学技術の職員が2名在籍しております。以上です。

山田伸幸委員 化学職ということで採用されて、そういう仕事に就いておられるんですけど、実際にそういった皆さんの知見を生かすような場はあるんでしょうか。

古川副市長 今、環境調査センターに配置されておる職員は、化学職で採用された職員ではございません。そういうような素養があって人事異動で行っておりまして、化学職で採用された職員は環境課とか何か所かにはい

ます。しかしながら、このような部署が廃止になれば、一般職で採用しておりますので、当然人事異動でどちらかに配属されると思いますが、今までの経験を生かしたような部署に配属するのがリーズナブルだと考えております。

吉永美子副委員長 このたび3月いっぱいでの環境調査センターを廃止するという事なのですが、この資料の中で、環境調査センターの主な業務ということが3番目に載っています。1、2、3とございますが、民間事業者の委託ということになって、これ全てを民間業者がしてくれるということでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 調査業務については、民間事業者へ委託して実施するようになります。

吉永美子副委員長 私が聞いたのは、環境調査センターの主な業務として1、2、3とございますが、これら全てに民間業者が対応してくれることになるのでしょうかという質問です。

山本市民部次長兼環境課長 水質調査、大気調査、行政需要、それぞれの法定検査とか、学校の飲料水、プール、ゴルフ場の排水調査等々含めて、内容、回数、検査項目は精査中なんですけども、ここに掲げているものは基本的には、民間事業者へ業務委託いたします。

吉永美子副委員長 それでは、民間業者に出すことによるメリットとデメリットがあればお知らせください。

山本市民部次長兼環境課長 メリットとしては、それぞれ専門的な知見の社員なり、専門家がいらっしゃる業者ですので、より精度の高い検査結果が得られる可能性はあります。現在も環境調査センターの職員は頑張っております、精度の高い調査をしております。それは業務委託しても引

き続きやっていただけると思っておりますので、メリット、デメリットというとなかなか難しいんですけども、業務については特段メリット、デメリットというのは思い当たりません。

梅田市民部長 今回のメリット、デメリットという話なんですけども、まず大前提といたしまして、国内のほとんどの地方自治体は、もう委託業務でやってらっしゃるということでございます。下関市のように市が保健所の業務も兼ねているところにつきましては自前でやってらっしゃるところも一部あるんですけども、そういったところ以外はもうどこの市町も委託業務でやっておりますので、本市におきましてもこの委託業務でやることに特に問題はないと考えております。以上です。

吉永美子副委員長 だからこそ、よそがそのように委託をされていることによるメリット、デメリットがあればあわせてお知らせくださいという意味です。よそをつかんでおられるわけですから。

山本市民部次長兼環境課長 なかなか回答が難しいんですけども、メリットとしては、市で直接施設を持って、検査機器を持って、職員を抱えてという負担がなくなります。メリットについては、直接、そういう施設、人材、検査機器を持たなくていいということがあると思います。以上です。

吉永美子副委員長 今後のことなんですけども、(3)のところ、特に学校とかが——要はプールとかそういうものが大丈夫でしょうかという調査依頼がかかったときに、市の職員の方ですから、迅速に対応して来られたと思うんですよ。それと市民の地元の要望、こういったことも含めて、そういう要望に対して、瞬時に対応していただける業者かどうかは大きなことだと思っておりますので、その点確認させてください。

山本市民部次長兼環境課長 ここに掲げている、プールの水だとか飲料水というのは、プールの水であればプールの授業が始まる前に、法定で決まっ

ております検査を実施しているということ、学校の飲料水についても子供たちが安心安全な水を飲むために、決まっている検査をしていくということ、これらは委託となると今度は教育委員会で対応していただくこととなりますけれども、法定で決まっている検査ですので、確実にそれを実施してまいります。（「地元要望です」と呼ぶ者あり）地元要望につきましてもその要望の内容等を精査してこれまで実施してきたものをここに挙げておるんですけれども、ゴルフ場については、特に旧山陽側に多くあるゴルフ場の周辺の排水というものは、誘致の際からもずっと続けているものですので、これも継続して実施いたします。農業用水路につきましても、水利組合等と、昨年度から協議をさせてもらっておりまして、引き続き必要な調査を実施してまいります。

吉永美子副委員長 最後に確認します。先ほどから申し上げているデメリットという部分については特に認識はないということによろしいですね。

山本市民部次長兼環境課長 はい、特段認識しておりません。

吉永美子副委員長 デメリットというものはないという認識で持っておられるということで確認させていただいてよろしいですか。

山本市民部次長兼環境課長 はい。

吉永美子副委員長 4月以降は市有財産活用検討委員会に移動するという事なんですけども、これまで使われた、要は54年も経過した中で、建物に関して、やはり不自由がいろいろあったと思うんですけども、いわゆるこれからどう検討するかっていうところに入っていきますので、今の建物の状況を簡単に結構ですから教えてください。

辻永環境調査センター所長 令和2年9月に公共施設個別施設計画の完全版というのが公表されてはいるんですけども、屋根、屋上に関しては部分

的に劣化、外壁についても部分的劣化、後それぞれ、設備関係は経過年数40年以上ということでの判定が一応出されておりますので、状況的にはあまりよくない状況ではあるということとは言えると思います。以上です。

山田伸幸委員 建物とは別にガザミとかいろんなものを養殖したときの、何か温室みたいなのがありましたけど、あれは今後どうなるんですかね。温室というか、いろいろ飼っていたでしょう。あそこは、もう今は何も使われてなくて、単なる物置という程度なんですか。

辻永環境調査センター所長 恐らく屋外にあるビニールハウスのことを聞かれてらっしゃるんであろうかと思いますが、今は骨組みだけしか残っておりません。以上です。

奥良秀委員長 その他、委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）廃止することによって、例えば、民間とか工場とかからまた新たな調査依頼が市にあったときには、市のほうで、どこに行ったらいいですよとかそういうふうなアウトソーシングをする際のアドバイスはできるんでしょうか。それとももう一切できなくなるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 御依頼とか御要望の内容にもよるとは思うんですけども、宇部環境保健所と連携しながら、必要な対応をしてみたいと考えております。

奥良秀委員長 対応はできるということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今回廃止ということで、いろんな検査はしていなくて目視の状態、あとは使用状況の悪化ということで今回、建物が危険だという判断をされていると思うんですが、そういった観点で判断をしてもいいのかどうなのか、副市長がいらっしゃいますので教えていただきたいんですが。

古川副市長 基本的に、国の補助とかをもらって建てた場合は大体50年——50年たつ前に返すと補助金の返還とか、補助金適正化法の関係であるんですが——50年たっておるということを鑑みますと、耐震もしてないということで、もうこれは、老朽化でこの建物自体の使命も終わっておると考えます。それと同時に、先ほど課長も申しましたように、市がこういう施設を持ってやるというのは、下関市のような中核市で保健所を持っている市は、それが義務づけがされておりますが、私どもは、特別に昭和45年に、西部石油とかいろんな企業が進出した中で特に要望に駆られて建てた施設でございまして、もう50年たつてその使命も終わっております。また、他市においては、全てこういうようなことについては外注で処理されておるということを鑑みれば、本市におきましてもこの環境調査センターを閉鎖しても、今までどおりの環境を行政は遂行できるという判断に至りました。先ほど委員長が申されましたように、いろんな企業からの問合せがあれば、それについては、今度は環境行政の担う一環として対応してまいりたいと考えます。

奥良秀委員長 分かりました。あとは市有財産活用検討委員会で、今からどういうふうにしていくかということになろうとは思いますが、やはり、どうしてもそういうふうになったときに、ずっと建ったままで草が生えてというところが、いろいろとあると思いますので、なるべく早く答えを出していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。返事はなかなか難しいと思いますけどね。

古川副市長 市有財産活用検討委員会は環境課の所管ではございません。こういう建物については可及的速やかに解体を行いたいんですが、やはり解体につきましても、いろいろ予算も重なりますし、今なかなか103万円の壁で収入も減ってくることも鑑みれば難しいんですが、どちらにしても、この検討委員会の中で協議は進めていきたいと思っております。

奥良秀委員長 分かりました。その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで質疑を終えたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第73号山陽小野田市環境調査センター条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで休憩に入りたいと思います。9時40分から開始したいと思います。

午前9時31分 休憩

午前9時40分 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして審査を続行します。続きまして、2番、議案第68号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 議案第68号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、令和5年度決算の歳計剰余金の基金への積立て及び国民健康保険システム改修事業に伴う債務負担行為の設定によるものです。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ9,589万3,000円を追加し、予算総額を72億3,605万4,000円とするものです。また、債務負担行為を設定しておりますので、後ほど第2表により説明します。続きまして、補正予算書の8、9ページをお開きください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を114万9,000円増額し、補正後の額を1億2,626万7,000円とするものです。これは人件費の調整

として、1節報酬4万3,000円の減、2節給料102万5,000円の増、3節職員手当等31万1,000円の増、4節共済費14万4,000円の減としております。下段の5款1項1目基金積立金を9,474万4,000円増額し、補正後の額を9,487万4,000円とするものです。これは、令和5年度決算の歳計剰余金相当額を積み立てるもので、これにより今年度末の予算上の国民健康保険基金の残高は、6億7,916万4,169円となります。続いて、歳入について御説明します。6、7ページをお願いします。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金114万9,000円の増額は、歳出で説明しました人件費の調整分の同額を、職員給与費等繰入金として繰り入れるものです。8款1項1目繰越金は、令和5年度決算認定を受けて、9,474万4,000円を増額するものです。続きまして3ページをお開きください。債務負担行為の設定につきまして、お配りしております委員会資料で御説明しますので、資料の御用意をお願いします。国民健康保険被保険者証番号変更に係るシステム改修事業について御説明いたします。まず、事業概要ですが、本市の国民健康保険の被保険者を管理する被保険者証番号（記号・番号）は、個人ごとに附番した宛名番号により管理しています。令和7年度末までに予定されている「自治体情報システムの標準化」へ対応するためには、現行の被保険者証番号を標準準拠システムの標準仕様である世帯番号管理とする番号へ変更する必要があります。このことから、現行の国民健康保険システムにおいて、令和6年度から被保険者証番号変更に必要なデータ作成等のシステム改修に着手し、令和7年度中に標準準拠システムに移行するものとしております。「自治体情報システムの標準化」とは、右上に記載していますが、令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方自治体が利用する基幹業務システムの対象の20業務（住民基本台帳、市税、国保、介護等）を「標準準拠システム」へ移行することが義務づけられました。これにより、本市においても国が移行期間として定める令和7年度末までを目標に、自治体情報システムの標準化に向けて取り組んでいるところです。このことから、全国統一

の標準仕様に合わせるため、本市の国保の被保険者証番号を変更する必要があります。資料の右側に番号変更のイメージを記載しています。変更前は、世帯主、妻、子の世帯のケースで、被保険者証記号・番号は、山9ハイフンの後が個人ごとの番号管理となっています。これを変更後のとおり、山9ハイフンの後を世帯で共通の番号とし、枝番の01、02、03で個人を管理するようにします。このように、全被保険者に対して被保険者証番号の一斉変更を行います。次に、番号変更時期ですが、令和7年8月1日に行うことを予定しています。これは、本市では、毎年度8月に保険証の年次更新を行っており、被保険者や医療機関、国保連等の影響を最小限にするため、年次更新時期に合わせて一斉変更を行います。次に、システム改修期間ですが、令和7年1月から令和7年9月末までを予定しています。スケジュール的に、令和7年8月の番号変更を実施するには、来年1月にはシステム改修作業に着手し、令和7年4月には、国保連等との各種テスト作業を行っていく必要があることから、このたび債務負担行為を設定するものです。次に、システム改修の内容ですが、これまでの説明のとおり、標準準拠システムの標準仕様書に準拠した被保険者証番号変更全件データの作成や番号変更後の異動に伴う旧番号とのひもづけデータの作成、各種帳票類の改修などを行います。最後に事業費については、下段の表のとおり471万9,000円としており、今回の補正で債務負担行為の設定を行い、令和7年度当初予算に計上する予定です。なお、本事業については、自治体情報システムの標準化に係る補助事業であるデジタル基盤改革支援補助金の対象として申請できるよう、現在、関係省庁と調整しております。それでは、再度、補正予算書の3ページをお願いします。債務負担行為の設定として、国民健康保険システム改修事業、期間は、令和6年度から令和7年度までとし、限度額は471万9,000円としています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので委員からの質疑を求めたいと思います。8ページ、9ページの一般管理費と基金積立金です。

中岡英二委員 一般管理費の職員手当の中の時間外勤務手当の240万円の補正について説明してください。

西崎保険年金課長 この時間外勤務手当の240万円の増額でございますが、当初予算のほうで280万円計上させていただいております、今回の補正で240万円、合計で520万円となります。今までも御説明しておりますけれども、国保の事業は毎年のように制度改正がありますし、今回、昨日から始まったマイナ保険証の対応で、職員がかなり大変な思いをしております。いろいろな問合せの対応もありますし、システム改修や手続関係の対応もありますので、それらを考慮して、少し多いかもしれませんけれども、時間外勤務手当を確保させていただいているところです。以上です。

中岡英二委員 時間外勤務手当で、そういう業務をやられるというのはよく分かるんですけども、やはり市民サービスができるだけ低下しないように、その辺の人員の補充とかは考えられてないんですか。

西崎保険年金課長 人員については、私からなかなか申し上げられませんが、時間外勤務手当はいろんな業務が増えて窓口対応もありますので、そういったところで業務の効率化はいろいろ進めていますし、担当の見直しとか、日々行っているところです。どうしても窓口対応というのが増えるので、時間外勤務が増えてしまうんですけども、今の人員で対応できるような業務量だと私は認識しております。以上です。

山田伸幸委員 職員の数と業務量は、対応できる範囲内だと言われているんですけど、時間外勤務手当をこれだけ計上して、ということですよ。だから時間外なしでそれを対応というのは不可能ということですよ。いかがですか。

西崎保険年金課長 やはり国民健康保険の担当は窓口対応も主な仕事でございますので、なかなか窓口対応に取られると、その後の処理が時間外になってしまうこともあります。予算編成であるとか、国保の料率の関係の事務であるとか、どうしても季節的に時間外勤務が発生するときもありますので、人員の増になればいいのかもしれませんが、そういった季節的な時間外勤務もありますので、通年で考えれば今の人数で対応できるものと考えております。

山田伸幸委員 夜9時頃に市役所前を通ると、よく注目するのが、福祉事務所の関係なんですけれど、やはり介護保険のところも、国保のところも電気がしっかりついて、今日もまた残業しておられる職員もおられるなどというふうに思いながら通るんです。やっぱり、課長としては与えられた任務というか、職員の中でやりくりをしていかななくてはいけないと思うんですけれど、やはり民間とかだったら例えばほかの部署から応援をもらってとかいろいろあろうかと思えます。役所の場合そういったのがなかなかこう難しい業務だと思うんですが、これだけの残業手当が前提というのはやはりちょっと私は人員が足りていないんじゃないかなと思います。部長、その辺の配置はどうなんでしょうか。

奥良秀委員長 人事のことなので……

山田伸幸委員 部長として今どう見ているかというのを聞いているんです。

吉岡福祉部長 配置としては、先ほど課長が申しましたけれども、どの課も適正な人数であると考えております。どの課も工夫をしながら、その人数でやりくりできるように頑張っているところでございます。

山田伸幸委員 そういうふうに答えられるのは分かるんですけれども、やはり、非常に業務過多の職場であると認識をせざるを得ない状況があるのではないかなと思います。次に基金積立金のことをお伺いします。この基金

積立金で先ほど残高が6億7,900万円ということなんですけど、保険料を上げないように一生懸命頑張って来られている中で、毎年大体1億5,000万円程度、2億円程度取崩しをしていくと、今、約7億円あるものが3年か4年ぐらいで枯渇するようなことがあってはならないと思うんですけど、その辺の見通しというのはどういうふうに立てておられるんでしょうか。

西崎保険年金課長 基金の残高につきましては、2年前ぐらい、令和4年度とか令和3年度とかまでは、約10億円の残高があって、その後、被保険者数の減少であるといった全国的な国保の情勢によって基金の残高が、減っているところです。保険料率を令和6年度に改定させていただいて上げさせていただきました。これは十数年ぶりの改定でございます。上げた理由の一つとしては、今、言ったような基金の残高も減少しているというところで、苦渋の選択で上げさせていただいたところです。これ、一度上げれば、また十数年上げなくていいというものではなくて、この被保険者数は右肩下がりというのは、もう当然のことで、どんどん高齢化していますので、毎年のように残高を見るとともに財政状況を長期的に見ながら、料率は考えていかないといけません。残高が今、6億7,000万円ぐらいになりますけれども、枯渇しないように、今言ったような中長期的な財政状況を見ていきたいと思っておりますし、これはもう予断を許さない状況だということで、私どもは認識しております。以上です。

山田伸幸委員 保険料の値上げによって収納率を心配するんですけど、今のところどんな状況ですか。

西崎保険年金課長 本市の収納率は他市と比べても、上位といたしますか、いいほうでございます。まだ年度の途中段階ですので、何とも言えないところもあるんですけども、保険料率が上がったことによって、収納率が目に見えて下がったということは確認しておりません。以上です。

奥良秀委員長 歳出のほうで質疑がありますか。

山田伸幸委員 この改修システムのことなんですけれど。

奥良秀委員長 今は歳出をやっておりますので、そこは債務負担行為のほうで聞きます。なければ歳入に行きたいと思います。6ページ、7ページです。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、3ページの債務負担行為、こちらについて資料のほうからも質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 私も初めて知ったんですけれど、自治体情報システムの標準化、これは県内ではどんな状況だったんですか。御存じであればお答えください。

西崎保険年金課長 これは、国策といいますか、法で全国の自治体が令和7年度中までに、国の標準仕様に基づいたシステムに移行するというのが決まっております、全国で進んでいるところです。当然県内においても、いろんな自治体がこれに向けて取り組んでおり、本市はやまぐち自治体クラウドという、県内7市町で構成し、共同利用するシステムを使っております。これについても、当然、やまぐち自治体クラウドとして、標準準拠システムに移行する取組を進めているところです。以上です。

山田伸幸委員 これまでの保険者番号で、何か支障があったということなんですかね。こういう番号付与では問題があるからこういうふうな世帯ごとにしていくのか、その辺どうなんでしょうか。

西崎保険年金課長 今までは支障がなかったんです。個別の番号管理をして、被保険者証にはその番号を書いてあって問題がなかったんですけれども、こういった国の標準化というところで、全国の標準はこの世帯番号管理をしています。県内でも、この宛名番号管理っていうのはうちだけです。

やまぐち自治体クラウドのシステムの中でも、本市のみがカスタマイズをして、宛名番号にわざわざ変えていたんです。今までは支障がなかったんですけども、今度この標準化というところで、共通基準が世帯番号管理なので、このカスタマイズを続けるわけにはいかなくなったんです。標準システムはカスタマイズを原則認められないので、ということで、もう待たなしといたしますか、やらざるを得なくなったというところでございます。以上です。

山田伸幸委員 では、本市がカスタマイズを選択していた理由があるかと思うんですけど、どういったことがあったんでしょうか。

西崎保険年金課長 これは旧小野田市時代から宛名番号といいますか、この国保については、個人附番の番号管理でした。山9記号番号が。この小野田市時代が、なぜそのようにしたかは、どこまで歴史を遡れば分からないので、あれですけど、そういったところで、今までは支障がなかったということと、旧市時代からこの番号を続けていたので、現状もこの状態であったということです。

山田伸幸委員 先ほどあった、7市町の共同のクラウドの中はもうこの標準化となっていたんですか。

西崎保険年金課長 世帯番号管理としていました。

吉永美子副委員長 いつもお聞きしますが、このシステム改修委託料の予算額の根拠をお知らせください。

西崎保険年金課長 今回のシステム改修内容につきましては、資料に書いております。(1)から(3)まで、このような改修をさせていただきます。この改修もそうなんですけれども、テスト作業が大きな業務といたしますか、この番号が変わったことによって、いろんな各関係機関等に影響が

ないように、今、オンライン資格とか始まっていますし、市の中だけの管理ではなくって、マイナ保険証を使ったオンライン資格確認とか、いろんな今までにない影響があるように、今、いろいろ調整させていただいているんですけども、そういったテスト作業というのが大きな業務になるので、そういったところの費用も含めて、今回、システム開発元から見積りが出て、こちらも精査しまして、今回予算化ということでさせていただいております。

吉永美子副委員長 精査したということですが、どのように精査をされたんでしょうか。

西崎保険年金課長 システム関係は本市では、デジタル推進課が担当になっておりますけれども、行程内容であるとか作業内容であるとか、あとは単価といったところも確認させていただいて、今までのシステム改修経費と比較しても妥当だということで、市としては判断しております。以上です。

吉永美子副委員長 ほかの市がもう既に世帯番号の管理となっているということは、よその市の予算額とかを例にするということは不可能だったということですね。

西崎保険年金課長 はい、そのとおりです。

山田伸幸委員 一番心配するのが、この番号を変更するときのミスをどうやって防止するかということなんですけど、その辺はどう考えておられますか。

西崎保険年金課長 やはり被保険者の方が病院に行って、その番号が変わっていたことによって受診ができないということが一番あってはならないので、テスト期間を長めに取っております。なので、本来なら令和7年度

の事業であるので、令和7年度の予算でスタートするのが通常かもしれませんが、今回債務負担行為を設定させていただいて、令和7年1月から改修して、令和7年4月からの4か月前から、テスト期間を設けて、いろんなテスト作業をしながら、万全の体制で、番号を変更したいと考えております。

山田伸幸委員 この変更は、機械的な作業になるんですか。それとも、人間の手によってチェックをしながらやっているということなんですか。

西崎保険年金課長 基本的には機械的なものです。番号を一斉に変えたことによって、テスト環境を使いながら、テストを行っていくという作業になるかと思います。手作業が一部あるかもしれませんが、基本的には、データで、機械的にテスト作業をするというふうになるかと思います。

山田伸幸委員 それと、(2)にひもづけデータの作成ということがあるんですけど、このあたりでミスを未然に防止するという手だてを考えておられるんですか。

西崎保険年金課長 このひもづけデータの作成というのが、令和7年8月で新しい番号に変わるんですけども、その新しい番号と、もともとの番号をひも付けるわけです。今後、いろんな異動があったりすると思うんですけども、その方の元の番号はこれだよってということで、きちんとひも付けられるようにしておかないと、令和7年8月以降問題が発生するおそれがあります。例えば月遅れで請求があったりするときに誰のか分からないってことがあったらいけないので、そういったもともとの番号と新たな番号をきちんとひも付ける作業をして、これに関してもテストをしていくという作業になるかと思います。

古豊和恵委員 こちらのシステム改修業務委託料として471万9,000円、

これは令和7年度の予算計上となっておりますけれども、この業務システム改修が終了する令和8年度にはもう予算は上がらないと考えてよろしいのでしょうか。

西崎保険年金課長 このシステムの標準化は、デジタル推進課のほうが、全庁のいろいろな業務、国から移管する業務としては20業務、先ほど言いました住民基本台帳とか市税とか、いろいろな業務を標準化していきます。今回国保が行うのは、移行する前に、世帯番号という標準仕様に合わせるという既存のシステムを改修する作業になりますので、国保のシステムとしては今回で終わり、新たなシステムに移行する作業については、令和7年度中に、デジタル推進課の予算のほうで全庁的に実施していくというふうになろうかと思えます。

古豊和恵委員 ということはシステム改修が進めば進むほど毎年毎年予算計上されて、予算が上がってくるということでしょうか。

西崎保険年金課長 今回のシステム標準化の意図といいますか、目的というのは、国が進めているんですけれども、全国の自治体でこのようなシステムを使っています。いろんな自治体でそれぞれシステムが違うんですけれども、法改正があるたびに、その自治体の判断、いろんな手法で改修をしないといけなくなります。そうすると、当然、非効率であるということで、今回標準化することによって、同じ仕様のシステムを全国の自治体が使うようになり、改修があったときに、同じ作業で改修ができるということで、運用経費とか、改修経費が効率化するという目的で国が進めています。このような国保の制度改正が毎年あるんですけれども、標準化した後は、その標準仕様に基づいた内容でシステム改修をしていきます。基本的には全国同じ改修をするということになるので、効率的でありますし、私ども、個別の対応もしなくてよくなるというようなことが、システムの標準化の目的でございます。システム改修は、毎年制度改正があれば、改修せざるを得ないような状況は続くと思えます。

奥良秀委員長 今回の改修事業というのが、要は、山陽小野田市独自のものがあつたのでそれを標準化するという今回の予算であつて、課長から説明があつたのは、また制度改正とかいろいろあつたときには、別個に、それも全国的にありますよという説明でしたが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

山田伸幸委員 一番下の欄にデジタル基盤改革支援補助金の対象として、調整中とあるんですけど、認められない可能性もあるということなんですか。

西崎保険年金課長 今、対象経費となるか確認を取っているところです。以上です。

奥良秀委員長 これはいつ頃分かるんですか。

西崎保険年金課長 問い合わせしているんですけども、やはり国のほうもこういった問合せがたくさんあると思われるということで回答がなかなかなくて、市も待っている状態です。当初予算までには確定したいと思っています。

前田浩司委員 これまでの個人付与番号の管理から、世帯主管理に変わることによつての行政側のメリットと、あと市民にとつて、世帯主管理することによつての何かメリットというのはあるんでしょうか。

西崎保険年金課長 番号が変わることによるメリット、デメリットは特にありません。どのような方法で、被保険者の番号といいますか、管理するかっていう問題ですので、特に、メリット、デメリットはないと考えております。

奥良秀委員長 大体これ、個人番号は何件ぐらいあるんですかね。

西崎保険年金課長 被保険者が1万人ぐらいいますので、現状は1万パターンあります。今世帯が7,000ぐらいあるので、1万が7,000パターンになるということですかね。

前田浩司委員 システム改修の内容の(3)のところ、帳票類改修ということで、どのぐらいの変更をかけないといけない帳票があるんでしょうか。

西崎保険年金課長 数までは把握していないんですけども、主なものは、保険証はもう発行しなくなりましたので、資格確認書であったり、資格情報のお知らせには記号番号は載ります。いろんな通知物にシステムから出力する通知をする書類には記号番号が掲載されていますので——全ての数が把握できていませんが、主なものは資格確認書、資格情報のお知らせ、これは皆さんに渡るものなので、それには掲載しております。以上です。

前田浩司委員 今の点は分かるんですけども、例えばそれ以外、当然帳票類が変わってくるということで、特に市民の方に、例えば周知しないといけないとか、その辺の必要性というのはあるんでしょうか。

西崎保険年金課長 影響がないか、関係課とも調整をしております。福祉関係なんですけども、やはり医療費助成の関係で、健康保険の保険者の資格情報を確認する制度が幾つかありまして、それに保険証を添付して、受給者の方は市に申請します。今回、市が番号を変えるものなので、そういった届出、あえてその受給者の方が届出しないでもいいように、職権で市の中の関係課で調整して、番号を変えるという調整をしているところです。

前田浩司委員 そのような複雑な処理の中で、やっぱり人間的な問題というの

は発生しませんか。

西崎保険年金課長 そういった作業量も今調整しておりますけれども、一部手作業が発生するところもあるように聞いております。そういったところ、少し今後の作業量を調整しながら、あまり大規模な手作業で他課の職員に負担をかけることがないように調整をしていきたいと思っております。

前田浩司委員 その辺のところもやはりシステム化じゃないんですけれども、例えばRPAとかそういったプログラムを利用して、変更をかけられるとか、そのような対応処置は考えておられるんでしょうか。

西崎保険年金課長 御提案ありがとうございます。今、異動をどのようにするか、異動といいますかですね、そういった処理を手作業の処理がどのようなものがあるかというところも、確認しておりますので、委員が言われるようなRPAが使えるような事例があれば、活用していきたいと思っております。ありがとうございます。

中岡英二委員 被保険者証番号の変更のイメージというところで、現在の被保険者証には枝番号というのが付いていますよね。これは継続されるんですか。

西崎保険年金課長 変更前でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
今も枝番が実はあります。ただ、冒頭から言っておりますように本市では個人ごとに管理しているので、その枝番の必要性がないんですけれども、今後は世帯番号管理なので枝番が重要になっていくようになります。

奥良秀委員長 その他、質疑を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、議案書、予算書の中で質疑があれば、質疑を求めたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑がないということで、質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。（「な

し」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、討論を終わります。それでは採決に入りたいと思います。議案第68号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして、3番、議案第70号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について執行部からの説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 議案第70号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について御説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、令和5年度決算の歳計剰余金及び決算を見込での調整によるものです。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ1,774万2,000円を減額し、予算総額を13億6,943万3,000円とするものです。続きまして、補正予算書の7、8ページをお開きください。歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を、13万6,000円増額し、補正後の額を、2,116万3,000円とするものです。これは、人件費の調整として、2節給料57万円の増、3節職員手当等46万6,000円の減、4節共済費3万2,000円の増としております。下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を1,787万8,000円減額し、補正後の額を13億4,219万1,000円とするものです。これは、広域連合に納付する金額の確定等によるもので、18節負担金、補助及び交付金のうち、保険基盤安定負担金を1,893万円減額し、後期高齢者医療保険料納付金を105万2,000円増額しています。続いて、歳入について御説明します。5、6ページをお願いします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金13万6,000円の増額は、歳出で説明しました人件費の調整分の同額を、職員

給与費等繰入金として繰り入れるものです。2目保険基盤安定繰入金の1,893万円の減額は、歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の減額に対応して繰入金を同額減額するものです。4款1項1目繰越金は、令和5年度決算認定を受けて、105万2,000円増額するものです。繰越金については、歳出で説明しました後期高齢者医療保険料納付金として、同額を納付することになります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。歳出の7、8ページから質疑を求めます。

山田伸幸委員 保険基盤安定負担金の減額が何かちょっと大きいのかなと思いますけれど、その要因はどういったことがあるんでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、市が4分の1負担することになっております。減額の額が大きい理由としましては、被保険者数の伸び率が少し過大であったことが前提としてはあるんですが、本市における軽減額の大きい7割軽減の対象者の割合が若干縮小しています。それと令和6年度において保険料率等の改定によって軽減の対象となる均等割額、定額部分が増額となったことが重なり、大きな減額になったと考えています。

山田伸幸委員 均等割が少なくなったということなんですけど、それはどういった理由でそうなっているんですかね。

水野保険年金課年金高齢医療係長 均等割額が令和6年度の料率改定によって大きくなっています。軽減の対象となっている均等割が大きくなったことによって、軽減額の見込みも大きくなっているということです。

山田伸幸委員 もうちょっと分かりやすくないかな。

奥良秀委員長 その他、質疑を求めたいと思います。7、8ページです。よろしいですか。歳入に入ります。5ページ、6ページ。

山田伸幸委員 ごめんなさい。元に戻って、ちょっと納得がいてないんですけど、これ保険料を個人ごとに掛けていきますよね。その保険料の算定の際に、7割軽減の人が少なくなった。その結果、均等割も少なくなったという単純にそれだけのことなんですかね。

奥良秀委員長 暫時休憩したいと思います。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 再開

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。では、執行部の説明をお願いします。

西崎保険年金課長 大変申し訳ありませんでした。説明で、いろんな数字と言ってしまったので混乱させてしまいました。今回の保健基盤安定負担金の減額となった要因なんですけれども、この基盤安定負担金については、もともと広域連合が当初予算のときに、このぐらいの見込みということで、広域連合が試算をした数字に基づいて、本市は予算化しております。今回、数字が確定し、予算の見込みが過大であったので、減額となった次第です。理由については、広域連合が負担金を試算するときに、低所得者の軽減者7割、5割、2割の軽減があるんですけれども、それぞれの人数や軽減額を試算して、予算のときに決定していたと。結果は安くなったんですけれども、広域から詳細までは伝わってないんですが、本

来の保険料を7割軽減する人の割合が減っていた。7割軽減するということは7割分を市と県が負担するので、軽減額を過大に見積もっていたのが、7割軽減の対象者が少なくなったため、市と県の負担する額が減ったというのが主な要因です。均等割のこととといったほかのことを言って、混乱させてしまって申し訳ありません。主な原因は、7割軽減の対象者が減ったために、軽減額が減ったということが主な要因です。以上です。

山田伸幸委員　ということは、所得の割と高い人が増えたというか、もともと多かったのが少なく見積もられていたということなんですか。

西崎保険年金課長　広域連合が、どのように人数を見込んだのかまでの詳細を示されていませんので、どの予定でどのような結果になったかまでというのは、本市では分からないところなんですけれども、今までの傾向からすると、7割軽減の対象者を幾ら見込んでいたのが、思ったより少なかったということではないかと推察されます。

山田伸幸委員　8割分かりました。

奥良秀委員長　その他、7ページ、8ページ、歳出について質疑を求めたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、歳入の5ページ、6ページの質疑はありますか。質疑なしということによろしいでしょうか。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）少し待ちます。

山田伸幸委員　100万円程度の繰越金がありますけど、これは今後どういふふうにするんですか。

水野保険年金課年金高齢医療係長　繰越金の内容については、出納整理期間中の5月に納付された前年度分の保険料等になります。これは、後期高齢者の医療保険料は、本市で収納したものは、そのまま広域連合に納付を

しております。出納整理期間の5月に収納した保険料については、年度内に広域連合に納入することができないので、翌年度に繰越して、広域連合に納入することになります。

奥良秀委員長 その他、歳入について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、全体について質疑があればお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終了したいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。それでは採決に入ります。議案第70号令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、ただいまから職員入替えのため、10時50分から再開したいと思います。それでは休憩に入ります。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして、委員会を再開いたします。4番、議案第69号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、執行部より説明を求めたいと思います。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、議案第69号介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。11、12ページをお開きください。まず、歳出について御説明します。1款1項1目一般管理費、及び3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、13、14ペー

ジの3款3項1目任意事業費、2目包括的支援事業費の減額は、全て令和6年度人事異動に伴う人件費の調整によるものです。15、16ページをお開きください。中段、4款1項1目基金積立金1億4,945万5,000円の増額は、令和5年度における給付費等の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。これにより、補正後の予算ベースでの介護給付費準備基金の残高は6億8,076万1,244円となる見込みです。5款1項3目償還金3,445万円の増額は、令和5年度における給付費等の精算に伴い、国、県からの超過交付金を返還するための償還金です。この内訳としましては、介護給付費に係る国庫負担金が1,239万8,115円、地域支援事業費に係る国庫負担金が1,453万3,922円、県負担金が751万7,885円となっております。続きまして、歳入を御説明します。7、8ページをお開きください。3款2項1目調整交付金6,000円の減額及び2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万2,000円の減額、3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）106万9,000円の減額、4款1項2目地域支援事業費交付金3万円の減額、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万4,000円の減額、2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）53万4,000円の減額については、先ほど歳出で御説明いたしました。地域支援事業における人件費が補助事業の対象となることからそれぞれの財源調整を行うものです。5款1項1目介護給付費県負担金351万6,000円の増額は、令和5年度における給付費等の精算に伴い、県から追加交付を受けるものです。7款1項2目地域支援事業費繰入金54万8,000円の減額、3目その他一般会計繰入金の事務費等繰入金213万7,000円の増額、職員給与費等繰入金799万8,000円の減額、9、10ページの7款2項1目介護給付費準備基金繰入金66万8,000円の減額は、地域支援事業費の補正に伴う財源調整によるものです。8款1項1目繰越金1億7,825万2,000円の増額は、9月定例会で決算を認定いただきました令和5年度の繰越金となります。結果、歳入歳出とも1億7,301万6,000円の増額となり、予算総額は68

億7,175万1,000円となりました。以上が、このたびの補正予算の内容となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。歳出から進めたいと思います。11から16ページまでで質疑があれば、求めたいと思います。最初のほうは人事異動に伴う減額でしたが、質疑がありますか。

中岡英二委員 先ほどの説明の中で人事異動によることと言われましたが、当初給料は職員が14人おられて1人減って13人。会計年度職員も当初3人おられて、1人が異動されたのは分かるんですが、それに伴って時間外勤務手当が225万8,000円生じていますけど、果たしてこの人事異動は市民サービスの低下につながっていないですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 人事異動の内容につきましてはこちらで説明する範疇ではないと思いますが、時間外勤務につきましては説明を申し上げますと、まず、先ほど保険年金課が申し出ておりましたように、どうしても賦課だとか月次処理だとか、季節的、時期的に時間外勤務をせざるを得ない状況があるということが一点と、介護保険のほうで言えば、認定審査会を夜間に開催しております。これ週1回程度を毎週行っておりますので、そこでの時間外勤務が発生するということがございます。また、今年度におきましては、先ほど、人事異動の関係もありますが、ベテランの認定調査員が年度末をもって退職したことに伴い、どうしても新しい方が来られると、その方のカバーに入るなど、慣れるまでに時間を要してしまう。このような辺りで時間外勤務が発生しております。

中岡英二委員 要は窓口業務等で市民サービスが低下してないかということなんですが、大丈夫ということですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 窓口業務はしっかりと係員が対応してくれて

いると判断しております。窓口を丁寧にしてしまうと、その分どうしても事務的な作業が時間外に及んでしまうというところは否めないかと考えております。

山田伸幸委員 今、訪問調査と言われたんですけど、訪問調査ほどの程度実施されているのでしょうか。

見田高齢福祉課介護保険係長 訪問調査については、市の調査については、おおむね8割程度は市の調査員が行っておりますので、ほとんどというふうに考えていただいて結構だと思います。

山田伸幸委員 8割というのは何件になるんですか。1人の調査員は何件受け持っているのでしょうか。

見田高齢福祉課介護保険係長 令和5年度の件数で申し上げますと、市の職員で調査に行った件数が2,793件。調査員が6名おります。それにプラスしまして、包括支援センターの職員が自身の担当の方の調査を行ったりもしていらっしゃいます。1人当たりの件数は、月で言いますと、平均しますと約40件から50件まではいかないですが、40件程度と考えていただけたらと思います。

前田浩司委員 先ほどの説明の中で地域支援事業の調整ということで約700万円近くの減額という報告であったと思うんですけども、減額の要因というのは何かあるんですか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 歳出についての地域支援事業費の減額は、全て人事異動に伴う人件費の減額に基づくものです。

前田浩司委員 特に事業が少なくなったとか、そういうことではなくて、事業はこれもしっかり事業を実施してということによろしいわけですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)分かりました。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 このたびの補正についてはそのとおりでございます。

奥良秀委員長 その他はよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、歳出を終わりまして歳入に入りたいと思います。歳入のほうで質疑がある方はお願いしたいと思います。

中岡英二委員 15ページの基金の積立金、補正前の額が7,000円で補正額後の額が1億4,900万円はかなり大きいですね。これをもう一度詳しく説明してください。

竹内高齢福祉課課長補佐 当基金積立金の当初予算補正前の額の7,000円ですけれども、こちらについては基金の利子の額を予算計上しておくものになります。それで、このたびの補正額1億4,945万5,000円につきましては、令和5年度の給付費の精算に伴う余剰金から償還金を差し引いた額ということになっております。

奥良秀委員長 聞き漏らしたんですけど、令和5年度の基金残高は幾らになるでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 令和5年度末の基金残高が、7億1,063万1,244円ということになっております。

山田伸幸委員 介護給付費の準備基金積立金というのは、3年の事業をすることになるので、それだけ持っていると思っているんですけど、これがあまり減らないということは、保険料の設定が違っているんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長　まず、基金の考え方でございますが、基金は、計画年度中に介護給付費が急なことがあって、予測以上の伸びがあっても対応できるように、5%増加しても対応ができるということで、最低限今までも2億円は確保しておきたいという考え方は、説明をさせていただいてきたと思います。それに比べて今の額ですが、今年度の期間中には1億8,000万円ずつ、3年間で5億4,000万円程度を活用する予定として、保険料が上がらず、今のまま保持していけるような形を取っております。年度、年度の余剰金についてはなかなか見込みを立てるのが難しいんですが、なるべく余剰金が出ない形で予算を組んでいたと考えれば、これが少しずつ減っていくということですので、保険料の見込みが違うんではないかというようには考えておりません。

奥良秀委員長　歳出に戻りましたが、歳出で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ歳入に行きます。歳入のほうで質疑はありますか。

山田伸幸委員　県負担金だけが補正として350万円ということなんですけど、まず、歳入というのは、国の負担、県の負担、そして保険料と市の負担ということで構成されているんですけど、ここで、県負担金の額だけが伸びたっていうのは、何か理由があるんですか。

見田高齢福祉課介護保険係長　国、県の負担金について、年度初めの4月に交付申請を行います。これについては、国、県から昨年の実績を基に、この金額での申請をということで、少し余剰のある金額を申請させていただいております。したがって、国については返還ということにはなるんですが、県につきましては、恐らく12月頃の途中に所要額の変更申請がございます。年度中の介護給付費の実績に基づいて、再度、変更申請を行いますので、変更申請を行った後に、給付費が若干見込みより下がってくる。お正月や2月の日数が少ないときなどもございますので、そういった理由で若干下がってきますとこういった追加交付、後半について、給付費が伸びてきた場合については、追加の交付ということが行

われることになってきます。

奥良秀委員長 その他、歳入について質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、全体で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、質疑を終了したいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第69号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上をもちまして、民生福祉常任委員会を散会いたします。

午前11時10分 散会

令和6年（2024年）12月3日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀